資料５－４

令和７年度政府GHS分類結果に基づく代替化学名等告示により代替化学名等が使用可能になる物質の変更一覧（案）

	CAS RN	国によるGHS分類における名称	労働安全衛生法令における名称	備考
1	513-53-1	ブタン－２－チオール	ブタン－２－チオール	新規追加 （物質追加によるもの）
2	6358-85-6	2,2′-[(3,3′-ジクロロビフェニル)-4,4′-ジイル]ビス(アゾ)]ビス[3-オキソ-N-フェニルブタンアミド]（別名ピグメントイエロー12）	２，２′－［［（３，３′－ジクロロビフェニル）－４，４′－ジイル］ビス（アゾ）］ビス［３－オキソ－Ｎ－フェニルブタンアミド］（別名ピグメントイエロー１２）	新規追加 （物質追加によるもの）
3	5102-83-0	Ｎ，Ｎ’－ビス（２，４－ジメチルフェニル）－３，３’－ジオキソ－２，２’－［（３，３’－ジクロロビフェニル－４，４’－ジイル）ビス（ジアゼンジイル）］ジブタンアミド（別名ピグメントイエロー13）	Ｎ，Ｎ’－ビス（２，４－ジメチルフェニル）－３，３’－ジオキソ－２，２’－［（３，３’－ジクロロビフェニル－４，４’－ジイル）ビス（ジアゼンジイル）］ジブタンアミド（別名ピグメントイエロー１３）	新規追加 （物質追加によるもの）
4	5567-15-7	2,2′-[(3,3′-ジクロロ-1,1′-ビフェニル-4,4′-ジイル)ビス(アゾ)]ビス[N-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-3-オキソブタンアミド]（別名（別名ピグメントイエロー83）	２，２′－［（３，３′－ジクロロ－１，１′－ビフェニル－４，４′－ジイル）ビス（アゾ）］ビス［Ｎ－（４－クロロ－２，５－ジメトキシフェニル）－３－オキソブタンアミド］（別名ピグメントイエロー８３）	新規追加 （物質追加によるもの）
5	112-27-6	トリエチレングリコール	トリエチレングリコール	新規追加 （物質追加によるもの）
6	506-59-2	ジメチルアミン一塩酸塩	ジメチルアミン一塩酸塩	新規追加 （物質追加によるもの）
7	1187-93-5	ペルフルオロ（メチル＝ビニル＝エーテル）（別名トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル）	１，１，２－トリフルオロ－２－（トリフルオロメトキシ）エテン	新規追加 （物質追加によるもの）
8	334-48-5	n-デカン酸（別名n-カプリン酸）	デカン酸	新規追加 （有害性区分の変更によるもの）
9	110-12-3	5-メチル-2-ヘキサノン（別名イソペンチルメチルケトン、イソアミルメチルケトン）	５－メチル－２－ヘキサノン	除外 （有害性区分の変更によるもの）
10	122-20-3	トリス（２－ヒドロキシプロピル）アミン［別名：トリイソプロパノールアミン］	トリイソプロパノールアミン	除外 （有害性区分の変更によるもの）
11	4979-32-2	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチオアゾールスルフェンアミド	Ｎ，Ｎ－ジシクロヘキシル－２－ベンゾチアゾールスルフェンアミド	除外 （有害性区分の変更によるもの）
12	103-50-4	ジベンジルエーテル	ジベンジルエーテル	除外 （有害性区分の変更によるもの）
13	101-84-8	フェノキシベンゼン（別名ジフェニルエーテル、ジフェニルオキサイド）	ジフェニルエーテル	除外 （有害性区分の変更によるもの）

14	23950-58-5	３，５－ジクロロ－Ｎ－（１，１－ジメチル－２－プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）	３，５－ジクロロ－Ｎ－（１，１－ジメチル－２－プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）	除外 （有害性区分の変更によるもの）
15	497-19-8	炭酸ナトリウム	炭酸ナトリウム	除外 （有害性区分の変更によるもの）
16	10377-48-7	硫酸リチウム	硫酸リチウム	除外 （有害性区分の変更によるもの）
17	13360-57-1	ジメチルスルファモイル＝クロリド	ジメチルスルファモイル＝クロリド	除外 （有害性区分の変更によるもの）